

# 「移住女性」を 追いつめる 改定法

山岸素子（カラカサン:移住女性のためのエンパワメントセンター）

# 移住（外国人）女性とは どんな人たち？

- 2010年末の外国人登録女性の数 1,161,670人  
(外国人登録者数の54.4%)
- 在留資格別に「一般永住者」30.1%,特別永住者17.2%,  
日本人配偶者等11.7%,定住者8.6%…と続く。
- 圧倒的に多い、国際結婚や離婚による定住女性
- 一方で、近年、技能実習生や看護師や介護士など「労働」  
のために入国する女性も。

# 移住女性をめぐるこの10年

## <2000年頃から10年の変化>

- ・国際結婚の増加と国際離婚の急増、DV被害の増加と顕在化、人身取引の多様化…

## <法制度などの改善>

- ・女性への暴力防止と被害者の保護…DV法の制定・改正と移住女性への支援の拡大(2001年～)、人身取引対策行動計画策定・改定(2004年～)
- ・男女共同参画基本計画に外国人女性の定住化支援(2010年～)
- ・配偶者などに対する永住許可要件の緩和、DV被害者や人身取引被害者の在留資格への配慮

# 2009年入管法等改定の 移住女性への影響

- とりわけ「配偶者」として在留している女性の在留資格の不安定化
- 日本人配偶者が在留資格取消し制度などを暴力の手段として利用→DVの助長、拡大
  - この10年の女性の権利向上の流れにまったく逆行し、女性の権利の著しい後退をもたらす

# 以下の制度により、権利の後退が引き起こされます

- 罰則をともなう届出義務…とりわけ、住所地の変更及び配偶者との離別・死別について14日以内
- 在留資格取消し事由の拡大
  - ① 「日本人配偶者」や「永住者の配偶者」が、その配偶者としての身分を有する者としての活動を継続して6ヶ月以上行わないで在留しているとき
  - ② 中長期滞在者が、住所地の新規および変更の届け出を90日以内に行わないとき
- 「在留期間5年」の要件と、永住許可基準の厳格化

# 国際結婚等の女性には、具体的にどのような影響があるか？

- 国際結婚において配偶者との関係が不安定になり、別居中などの配偶者、離婚後の女性の在留資格が不安定化

～すでに2009年以降、「配偶者としての活動」を行っていない場合に「日本人の配偶者」などの在留資格更新が認められない、別居中・係争中の女性が「日本人の配偶者」にも「定住者」にも認められず短期滞在に変更させられるなど、運用の変化が見られる

- 施行後、別居しているなどの場合に在留資格取消し対象とされ、離婚後もすぐに在留資格変更が必要になる
- 以上から、女性がDVや差別的な扱いを受けても、日本人等配偶者と別居できず、我慢を強いられる事態が引き起こされる

# 改定法による女性の権利後退に 歯止めをかけるために必要なこと①

- 別居中や係争中など、配偶者との関係が不安定な女性の在留資格の保障
- 離婚後の在留資格変更基準の明確化
- 在留資格取消し事由の具体的な明示、取消し制度の柔軟な運用
- DV被害者に対する保護の徹底

# 改定法による女性の権利後退に 歯止めをかけるために必要なこと②

- ・改定法による制度の変更、在留資格制度の運用に関する当事者への情報提供の徹底
- ・移住女性の支援や女性に対する暴力防止の観点から、支援関係機関への改定法の周知徹底

## <中長期的な課題として>

- ・外国人入居基本法や、国際結婚家族の権利保護・定住女性支援にかんする法制度の制定

# 「移住女性」を 追いつめる 改定法

山岸素子 (カラカサン: 移住女性のためのエンパワメントセンター)

## 移住(外国人)女性とは どんな人たち？

- 2010年末の外国人登録女性の数 1,161,670人  
(外国人登録者数の54.4%)
- 在留資格別に「一般永住者」30.1%,特別永住者17.2%,  
日本人配偶者等11.7%,定住者8.6%…と続く。
- 圧倒的に多い、国際結婚や離婚による定住女性
- 一方で、近年、技能実習生や看護師や介護士など「労働」  
のために入国する女性も。

## 移住女性をめぐるこの10年

### <2000年頃から10年の変化>

・国際結婚の増加と国際離婚の急増、DV被害の増加と顕在化、人身取引の多様化…

### <法制度などの改善>

・女性への暴力防止と被害者の保護…DV法の制定・改正と移住女性への支援の拡大(2001年～)、人身取引対策行動計画策定・改定(2004年～)

・男女共同参画基本計画に外国人女性の定住化支援(2010年～)

・配偶者などに対する永住許可要件の緩和、DV被害者や人身取引被害者の在留資格への配慮

## 2009年入管法等改定の 移住女性への影響

- とりわけ「配偶者」として在留している女性の在留資格の不安定化
- 日本人配偶者が在留資格取消し制度などを暴力の手段として利用→DVの助長、拡大
  - この10年の女性の権利向上の流れにまったく逆行し、女性の権利の著しい後退をもたらす

## 以下の制度により、権利の後退が引き起こされます

- 罰則をとともなう届出義務…とりわけ、住所地の変更及び配偶者との離別・死別について14日以内
- 在留資格取消し事由の拡大
  - ① 「日本人配偶者」や「永住者の配偶者」が、その配偶者としての身分を有する者としての活動を継続して6ヶ月以上行わないで在留しているとき
  - ② 中長期滞在者が、住所地の新規および変更の届け出を90日以内に行わないとき
- 「在留期間5年」の要件と、永住許可基準の厳格化

## 国際結婚等の女性には、具体的にどのような影響があるか？

- 国際結婚において配偶者との関係が不安定になり、別居中などの配偶者、離婚後の女性の在留資格が不安定化
 

～すでに2009年以降、「配偶者としての活動」を行っていない場合に「日本人の配偶者」などの在留資格更新が認められない、別居中・係争中の女性が「日本人の配偶者」にも「定住者」にも認められず短期滞在に変更させられるなど、運用の変化が見られる
- 施行後、別居しているなどの場合に在留資格取消し対象とされ、離婚後もすぐに在留資格変更が必要になる
- 以上から、女性がDVや差別的な扱いを受けても、日本人等配偶者と別居できず、我慢を強いられる事態が引き起こされる

## 改定法による女性の権利後退に 歯止めをかけるために必要なこと①

- 別居中や係争中など、配偶者との関係が不安定な女性の在留資格の保障
- 離婚後の在留資格変更基準の明確化
- 在留資格取消し事由の具体的な明示、取消し制度の柔軟な運用
- DV被害者に対する保護の徹底

## 改定法による女性の権利後退に 歯止めをかけるために必要なこと②

- ・改定法による制度の変更、在留資格制度の運用に関する当事者への情報提供の徹底
  - ・移住女性の支援や女性に対する暴力防止の観点から、支援関係機関への改定法の周知徹底
- <中長期的な課題として>
- ・外国人入国基本法や、国際結婚家族の権利保護・定住女性支援にかんする法制度の制定

## 移住女性を追いつめる改定入管法

2010年末の法務省統計によると、外国人登録者数の54%を女性が占めている。日本に定住する移住（外国人）女性のうち、大多数を占めるのは、国際結婚等で定住する女性たちである。こうした女性たちの多くは、永住者、日本人配偶者等、永住者の配偶者等、（離婚後）定住者などの在留資格で日本に定住している。

この10年の移住女性の権利状況をみると、包括的な人権保障にはほど遠いものの、女性に対する暴力の分野で、DV防止法の制定や人身取引対策行動計画などにおいて一定の権利保障が進み、また男女共同参画基本計画のなかでも定住女性への支援策が盛り込まれるなど、一定の前進があった。

しかし、2009年の改定入管法は、移住女性の権利状況を一気に後退させるものである。とりわけ、①住所地の変更および配偶者との離別・死別に関する14日以内の届出義務、②「日本人配偶者」「永住者の配偶者」が「その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6ヶ月以上行わないで在留しているとき」や「中長期在留者が、住所地の変更の届出を90日以内に行わないとき」等の在留資格取消し事由の拡大、③在留資格5年の要件と永住許可基準の厳格化が、国際結婚や配偶者として在留している女性に多大な負の影響を与える。

上記制度の導入は、厳しい罰則をとともなう徹底管理により女性の日常生活を窮屈にするだけでなく、日本人配偶者等との関係が安定しない場合にたちまち日本での在留の不安定化をもたらす。このことは、現在でさえ日本人に比べDV被害の高リスクをおっている移住女性に対する暴力を、さらに助長し、深化させる。このように、今回の法改定は、これまでに獲得してきた移住女性の権利を一気に後退させ、移住女性を追いつめる改悪法である。